

## 磐梯町農業委員会 12月定例会総会会議録

### 1. 開催日時

日時 令和4年12月20日(火) 午前9時00分

場所 磐梯町役場 大会議室

### 2. 委員定数

17名

### 3. 本日の総会に出席した委員

会 長 12番 加藤 健一

会長職務代理者 11番 田中 重博

委 員

1番 金田 未樹      2番 鈴木 翼      5番 川井 信之

7番 遠藤 充孝      10番 佐藤 栄喜

農地利用最適化推進委員

1番 卯月 宏次      4番 加藤 正己      5番 鈴木 庄次

### 4. 本日の総会に欠席した委員

委 員

3番 佐藤 栄祐      4番 前田 諭志      6番 鈴木 勇一

8番 上野 庄市      9番 田中 茂

農地利用最適化推進委員

2番 鈴木 一功      3番 鈴木 照喜

### 5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第71号 農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

### 7. 会議録

議長

本日、農業委員7名、農地利用最適化推進委員3名の出席により、磐梯町農業委員会総会規約第7条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 10番 佐藤 栄喜 委員

議席 11番 田中 重博 委員

議長

日程第2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

日程第3 議案第71号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）  
事務局に説明を求めます。

事務局

日程第3 議案第71号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和4年12月20日提出。

まず、1番の申請地から説明申し上げます。

農地の所在が、大字〇〇字〇〇34番 田 農振農用地、面積は1,081㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらは一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年12月21日から令和14年12月31日までの10年1ヶ月、こちらは、使用貸借でございます。

次に2番です。

大字〇〇字〇〇85番外計20筆 地目は全て田 20筆面積合計は21,216㎡、農振農用地で一部農振農用地外、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらも一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年12月21日から令和14年12月31日までの10年1ヶ月、10アール当り賃借料は8,000円の設定でございます。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

使用貸借と賃貸借があるが、1番については使用貸借で金銭的なものは何もないという

ことでいいのか。

事務局

今回は、〇〇〇〇〇〇〇〇の農地の貸し借りについては、法人の構成員とその家族については賃借料を定めないで使用貸借という形をとって金額が発生しないです。また、それ以外の経営者については、賃貸借契約で反あたり賃借料をお支払いするという形になっております。

11番 田中 重博 委員

使用貸借ということは、1番の経営者は息子さんになるのか。

事務局

1番については、所有者〇〇〇〇さんが父親で、実際の耕作者（経営者）が〇〇〇〇さんで所有者の息子さんということですのでよろしくお願いします。2番については経営者ではございません。

議長

他に質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第71号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式） 承認することに決定いたします。

議長

日程第4 協議事項 磐梯農業振興地域整備計画（案）について

事務局に説明を求めます。

事務局

日程第4 協議事項 磐梯農業振興地域整備計画（案）ということですが、今回お見せる計画書はまだ素案の段階でございますが説明させていただきます。

内容としては、9月の定例総会におきまして、土地利用計画については図面を基に説明させていただきました。今回は土地利用計画を含めて、計画書の文言についての案ということでございますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

まず、目次がありまして、このような構成になっておりますのでご覧いただきたいと思っております。1ページからご覧下さい。第1 農用地利用計画でございますが、こちらについては・・・・となっております。6ページでは除外・編入の数字が確定後に入ることになりますが、現在、県との事前協議を行っているところであります。まず、編入については、5.86ヘクタール農振農用地に含める面積があります。こちらは中山間集落協定の対象農地の拡大ということで、今まで白地だった土地も農振農用地として取り組んでいきますという農地が約6ヘクタールになります。除外が52.33ヘクタールございます。こちらは再生利用が困難な農地や具体的な申し出があります太陽光発電用地、宅地等への

転用などであります。これにより差引きで農振農用地が46.47ヘクタール減るということになります。現在、県との事前協議中ではあり、県からは農振農用地が少し減りすぎではないかという指摘もあり、農振農用地として確保すべきではないかという意見もあります。ただ、前回の計画変更が平成10年で、そこから20年以上経過しているということもありますので、かなり状況も変化しているという状況も踏まえて、この数字で事前協議をしているところでございます。続いて、イの用途区分の構想ですが、・・・・・・となっております。

次に、8ページからの第2 農業生産基盤の整備開発計画になります。こちらについては・・・・・・となっております。次に、10ページからの第3 農用地等の保全計画であります。こちらについては・・・・・・となっております。次に、13ページからの第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画でございますが、こちらについては・・・・・・となっております。

続いて、17ページの第5 農業近代化施設の整備計画になります。こちらについては・・・・・・となっております。

次に、18ページからの第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画であります。こちらについては・・・・・・となっております。

次に、20ページの第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画でございます。こちらについては・・・・・・となっております。

次に、第8 生活環境施設の整備計画でございます。こちらについては・・・・・・となっております。生活環境の充実、向上を図り、快適で住みよい農村集落の形成と農林業の振興を図るとしてまいります。

以上、ご説明申し上げましたが、こちらは農業振興地域整備計画ということで、町のマスタープランになります。具体的な事業については、個別に何点か載せてございますが、今後国の補助事業が対象になる場合は、このマスタープランで読めるように作らせていただいておりますので、これから色んな事業展開をしていく上で、この計画がベースとなります。将来的な部分も含めて、このような形で計画作りを進めているところでございます。

具体的には、9月に説明しました土地利用計画と合わせて、今回説明しました案と基礎資料が加わりまして、全体的な計画が策定されることとなります。

目標としましては、今年度中に計画策定をしたいと考えておりますので、今後は、農業振興地域整備推進協議会に諮りながら、進めていきたいと考えております。今回、現段階での素案ということで説明しましたので、ご意見など頂戴できればと思いますのでよろしく願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

2番 鈴木 翼 委員

21ページの2(3)の特定地域づくり事業協同組合の制度の活用による担い手の確保

と記載がありますが、どういうものなのか教えていただきたいということと、今後担い手をどう確保していくのかということを説明いただきたいと思います。

事務局

特定地域づくり事業協同組合は、総務省が所管する制度の活用になります。過疎地や人口減少地域における就業者の確保を目的に、この事業を創設しておりまして、雇用する賃金の最大2分の1が国、町で支援ができるという制度でございます。例えば、こちらで年間400万円の賃金が必要な人を雇った場合は、200万円で働いてもらえるということになります。事業協同組合に参画してもらえない企業を作らなくてはけません。例えば、町内にある酒蔵であったり、スキー場であったり、農業団体であったり、各企業がこの事業協同組合の出資者になってもらいます。出資することによりその雇用を受入れることができることとなります。その雇った人が、年間を通して働いていただくこととなりますので、いわゆる人材派遣のシステムになります。その制度を活用することによって、新たな雇用制度の創出、雇用される人にとっても安定的な収入を確保できるということになります。町出資の農業生産法人も参画しながら、他の民間企業にも入っていただき、このような仕組みも検討していくということでございます。

2番 鈴木 翼 委員

この制度は、地域おこし協力隊の場合とは違うのか。

事務局

地域おこし協力隊は最長3年間という期間が決まっているので、3年後の就業の場としてこの事業協同組合での継続的な雇用ができる受け皿となるかと考えています。

2番 鈴木 翼 委員

この制度は、一人当たり何年で使える制度なのか。

事務局

こちらの制度には年数はありません。

事務局

他に、質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この内容について異議がないものと認め、日程第4 協議事項 磐梯農業振興地域整備計画(案)について 承認することに決定いたします。

議長

日程第5 その他 1. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

1. 今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・・・次回定例会については、1月20日を予定しておりますので委員の皆様は日程の調整をお願いいたします。なお、

当日夕方から農業委員会新年会の開催を予定しておりますので、併せてご出席のほどよろしくお願ひいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

日程第5 その他 1. 今後の日程及び参加者については異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

日程第5 その他 2. 令和5年1月発行「磐梯町農業委員会だより」の発行について事務局に説明を求めます。

事務局

2. 令和5年1月発行「磐梯町農業委員会だより」の発行についてですが、・・・・・・内容は以上となります。なお、こちらは令和5年1月に磐梯弘報と一緒に全戸配布されます。以上 よろしくお願ひいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

日程第5 その他 2. 令和5年1月発行「磐梯町農業委員会だより」の発行については異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

日程第5 その他 3. 鳥獣被害アンケートの実施について事務局に説明を求めます。

事務局

3. 鳥獣被害アンケートの実施についてですが、・・・・・・内容は以上となります。こちらも1月に全戸配布されますのでよろしくお願ひいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

1番 卯月 宏次 最適化推進委員

全戸配布ならば、出荷・販売しているものに限ります。というのは関係ないというの方が大半になるのではないか。

事務局

前回のアンケートでは選択できたようですが、今回は前回からのデータ収集の部分ではありますが、昨年から、磐梯町の農業被害額をこのアンケートを基にして行うことにしま

した。以前は農林課で連絡を受けて、農作物の被害がいくらあったというのを算出していました。最近では農林課には直接連絡が来なくなりましたので、農業被害額を統計的に取るために行いますので、そのような標記になったと思いますので確認いたします。

議長

他に、質問・意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

今の説明を聞いていると、野生鳥獣の被害で出荷販売の被害があった額のデータ集積をしたいということであるが、二枚目にイノシシの水田付近となっているが、イノシシは水田付近だけとは限らないので、イノシシか水田付近なのか文言の整理をしたほうが良いのではないかと思います。

事務局

わかりました。1枚目は農作物被害、2枚目は農地被害でありますので整理したいと思います。

議長

他に、質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

日程第5 その他 3. 鳥獣被害アンケートの実施については異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

その他 事務局からこれ以外で何かございませんか。

事務局

特にありません。

議長

他に、委員の皆さまから質問・意見ございませんか。

10番 佐藤 栄喜 委員

先月も所有者不明農地の取扱いについて協議があったわけですが、具体的に相続者が死亡した場合など相続者が不明となった場合であると思うのですが、不明農地という定義を確認したい。

事務局

先月、所有者不明農地の案件を挙げさせていただきました。制度は農地中間管理機構を通しての貸し借りとなります。現実的には、借り手の方がいない場合は動けない現状がございます。借り手の方がいる場合には、農地中間管理機構と共に所有者不明の捜索を行うこととなります。そこで相続放棄などの確認を行っていくこととなります。ただし、その捜索に非常に時間と経費がかかりますので、所有者不明農地を借りたいという方がいる場

合には動き始めるということになりますので、全ての所有者不明農地を農地中間管理機構が借り受けするというものではありませんのでご理解いただきたいと思います。

10番 佐藤 栄喜 委員

では、所有者不明農地の定義というのが農地法ではどうなっていますか。

事務局

定義というのは確認しておりませんが、通常の相続者不明にあたると思います。一般的な相続であれば、親子直系やそれに関わる親族関係をどこまで捜索するのかはありますが、今回のケースを見ますと、直系で相続者がいなければ他の親族からも異議申し立ては出ないであろうということで町や県も公示をして、異議申し立てがなければ所有者不明農地として取り扱うということになります。

議長

他に、質問・意見ございませんか。

(質疑ありませんので) 以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午前10時15分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和4年12月20日

議長（会長）

署名人

署名人